

「こどもまんなか松江プラン(松江市こども計画)」(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の結果及び意見に対する市の考え方について(松江市)

1. 意見募集の結果について

開催・調査期間	令和7年1月27日(月)から2月12日(水)まで
資料公開場所	市ホームページ、本庁・支所
意見提出者数	16名
意見等項目数	64件

- 「こどもまんなか松江プラン(松江市こども計画)」(案)に対する意見募集(パブリックコメント)の結果、多くの皆様からご意見をいただきました。
- いただいたご意見の分類は次のとおりです。
なお、ご意見は、趣旨を損なわない範囲で要約の上、共通するご意見は集約して分類しています。

2. ご意見・ご質問の概要と市の考え方について【計画を修正したもの】

No.	ご意見の対象	いただいたご意見・ご質問の概要	回答
1	計画の表紙	表紙のシジミの絵に関して、女性、男性とみられる方が、女は赤やピンク、男は青と水色といった昔の性別の決まりきった色の配分に見えるので、もっと色彩豊かにしたほうが良いと思う。	いただいたご意見も踏まえて、表紙の最終デザインを構成しました。
2	松江市の現状(データ)に関すること (P.10~33)	いじめの認知件数、不登校児童生徒の数が松江市は急増している。過去5年間の実態を明らかにしてほしい。	こども大綱及び自治体こども計画においても、いじめ防止や不登校のこどもへの支援については重要項目の1つとなっております。いただいたご意見も踏まえて、「いじめの認知件数」および「不登校児童生徒数の推移」についてデータを追加しました。(P.26)
3		こどもの自死の実数を小学生、中学生、高校生別に過去10年間のデータを掲載してください。可能であるならば月ごとの統計も出してください。	本市では、警察庁提供による「地域における自殺の基礎資料」等を基に、年代別(若年層は「20歳未満」という集計)の自死の状況を把握し、関係機関・関係課と情報共有を行い、対策に取り組んでいるところです。ご意見を踏まえ、公表されている「20歳未満、20歳代、30歳代、40歳代、50歳代」の自死者数のデータを掲載します。(P.33) なお、本市では「誰も自死に追い込まれることのない松江の実現を目指す」を基本理念に、「第2次松江市自死対策推進計画(計画期間:令和6年度~令和10年度)」を策定しています。若年層の自死対策については「子ども・若者の自死対策を推進する」として柱の1つに掲げ、関係機関・関係課と連携して個々の状況に沿った対策を実施しております。 ※「自死」と「自殺」について 「自殺」は広く社会に定着している言葉ですが、遺族の方にとっては、「殺」という文字が使われているため大変辛い言葉です。一方、「自死」は遺族等の心情に寄り添った言葉として、多くの場面で使われるようになってきました。松江市でも遺族の方に配慮して、「自殺」という言葉を「自死」と言い換えて使用しています。 ※ 注釈:例外的に「自死」ではなく「自殺」という語を用いるケース ①法律、大綱の名称等 ②統計用語

No.	ご意見の対象	いただいたご意見・ご質問の概要	回答
4	子ども・若者の意見の尊重に関すること (P.39～44)	基本方針1に「子ども一人ひとりの意見を尊重」を追加してほしい。	P.39の基本方針1に関する本文中に「子ども・若者一人ひとりの意見を尊重する」旨の記載を追加しました。その他にもいただいた具体的な取組内容に関するご意見は、今後の参考にさせていただきます。
5	不登校の子どもに対する支援に関する こと (P.57、62、85)	改善や解決を図るという表現は、不登校を悪と捉えている印象を受けるため不適切だと思う。	不登校の要因となっているいじめや問題行動等も含めた意味での生徒指導対応ということで「改善する」「解決する」という表現にしておりましたが、個々によって異なる不登校の様々な要因を考慮すると確かに該当しない場合もあると考えます。表記を「支援します」に修正します。
6		現在の文科省通知には「学校復帰」という言葉はありません。2019年10月25日通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」により、教育機会確保法以前の通知をすべて廃止し、「学校復帰」という言葉を使わないようになった。社会的自立のためには学校復帰は必ずしも必要ではなく、様々な方法で自立できる、その支援をするという事だと思う。	令和元年10月25日文科省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」の、1(3)「不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性」には「不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること」とされていますが、確かにご指摘のように社会的自立は必ずしも学校復帰のみではありませんので、学校復帰という言葉は使わず、「社会的自立を支援します」という表現に修正します。
7		保護者は情報がなくて困っているケースが一番多い。内容としても、悩みを共有できる場所を探している人が多い。必要なのは気軽につながる、足を運べる相談窓口のような場所です。 子どもが不登校になった時、同じ境遇の方と知り合えた事がよかった。困難に対する様々な情報を得られる機会がオープンにあるべき。	ご指摘いただいた保護者のニーズについては、教育委員会でも把握しております。保護者支援として実施している保護者交流会や相談窓口等の周知、民間施設等の情報提供について追記します。
8		フリースクール等についての情報提供を行います。と記載してあるが、具体的にはどこでどのように情報提供をしていくのか。	保護者交流会や、松江市のホームページ等で情報提供を行っていくことを追記します。また、今後さらに積極的な情報発信ができるよう、具体策について検討していきます。
9	ひとり親支援に関する こと (P.79～80)	行政として第三者の冷静な視点、「子どもまんなか」を堅持し、大人の狭間で子どもの気もちが置き去りにならないよう、面会交流の窓口設置など具体的な施策を組みこんでほしい。 ① 父母の離婚後の子どもの養育についての教育啓発的な働きかけや情報提供 (ア) 母子・父子自立支援員等による親ガイダンスの実施 (イ) 離婚届受理時の親子交流啓発パンフ等の配布 (ウ) 離婚検討中あるいは離婚した父母を対象とした親グループガイダンスの開催 (エ) 親子交流(面会交流)支援の場所の提供 ② 第三者機関を用いた親子交流(面会交流)への支援 (ア) 実施する際の費用補助 (イ) 場所の提供 ③ いずれは親子交流を市がコーディネートする	親子交流に関しては、離婚届時のパンフレット等の配布、母子・父子自立支援員による情報提供などの取組を現在も行ってありますが、より積極的に取り組んでいくため、「(4)ひとり親家庭への自立支援」において、子どもの養育に関する親の責務や親子交流等の啓発について盛り込みます。 いただいたご意見については、今後の取組を検討するうえで参考とさせていただきます。

3. ご意見・ご質問の概要と市の考え方について【計画を修正していないもの】

- 計画の修正へ反映していないご意見も含めて、いずれも本市がめざす「こどもまんなか松江」に向けた貴重なご意見と捉えております。すべてのご意見について関係部署へ共有し、今後の施策実施の参考とさせていただきます。
- 各ご意見ごとへの市の考え方については、以下のとおりとなります。

No.	ご意見の対象	いただいたご意見・ご質問の概要	回答
1	データ追加 (P.10～33)	下記について実態を調査・公表してほしい。 <ul style="list-style-type: none"> ● こどもがかかわる施設における不適切案件について (被害の場所、被害者年齢、加害者年齢および職種) ● 中卒、高校中退後の状況について ● こどもの妊娠中絶について ● ひきこもりについて 	こども・若者をとりまく様々な課題に関して、実態把握のためのデータ掲載についてご意見をいただきました。検討の上、本市で把握するデータのうち、可能な範囲で本計画に追加掲載をしました。(P.26③不登校児童生徒数の推移、④いじめの認知件数の推移、P.33 自死の現状) その他のデータにつきましては、「当事者への影響を考慮の上非公表」等の理由から、本計画へは掲載いたしません。が、本市としましても支援や施策をより充実させていくために実態把握に努めてまいります。
2	こども・若者の意見の尊重に関すること (P.39～41)	こどもの声を聴くことに関して大人も学ぶ必要がある。アドボカシー養成講座を開催した回数や受講した市民の数を成果目標にするのはどうか。	大人に対して「こどもの声を聴く」ことについての啓発を行うことは、「基本方針1みんな大切みんな幸せ ～個人が尊重され活躍できる機会の充実～」に向けた取組として必要であると考えております。 ご意見いただいた講座も、現在の基本方針に基づく成果目標「市の取組に関して自分の意見が聴いてもらえていると思うこども・若者の割合」を実現するための1つの手法、及び KPI として参考にさせていただきます。
3		こどもの権利条例の制定のために、5年間でどのような取組をするのか。	こどもの権利条例の制定に向けて、他自治体の事例について情報収集を行いながら、計画に記載のとおり、出前授業の実施や児童福祉専門分科会のこども部会の設置に向けた準備を進め、こどもが意見表明しやすい仕組みづくりに取り組んで参ります。その上でこどもの権利条例についても、こども達の意見を反映し、制定をしたいと考えております。
4		「こどもの権利条例」は校則、制服など学校生活に関わるあらゆる問題をこども自ら意見表明し、話し合い、働きかけ、要求を実現する経験を通して「こどもが権利の主体」であることを実感できるようにすべき。	当事者であるこどもが、自分に関わる身近な問題について、考え、意見表明できるような機会の創出に向けてご意見を踏まえながら取組を進めてまいります。
5		こどもが自ら意見を表明していいと思える場所、機会とはどこか？学校や家庭以外の相談場所として、松江市にこども対象の相談窓口は設置しないのか？	このたび計画策定にあたってこども・若者の意見聴取活動で行ったウェブアンケートや出前授業、ワークショップ等の機会を引き続き設けると共に、児童福祉専門分科会のこども部会を設置を目指し、こども・若者が市政について参画できる体制を整えます。 現在開設しているこども・若者の相談先一覧については、とりまとめて松江市のホームページにて公開しております。 ■松江市ホームページ「相談先(子ども・青少年の悩み)」
6		困難を抱えるこどもや若者の当事者やその養育・支援する人の声は届きにくいと思うが、こども・若者の意見聴取はどのようにして行われたか？	「こども・若者の意見の政策反映に向けたガイドライン(令和6年3月こども家庭庁)」においても、意見を届けにくいこども・若者の意見反映についての記載があり、本市も本ガイドラインを参考に組み込みました。(居場所を利用している方向けアンケート、障がいのあるこどもをもつ保護者向けアンケート、ヤングケアラーに関するヒアリング等) 今回の取組についての振り返りを踏まえ、再考・改善をしながら、より多くの意見を聴取し反映できるよう努めて参ります。このたび行った各種意見聴取の活動については、本計画の資料編に掲載するとともに、松江市のホームページにおいても公表しておりますのでご覧ください。 ■松江市ホームページ「こども・若者の皆様の意見を聴かせてください」

No.	ご意見の対象	いただいたご意見・ご質問の概要	回答
7	こども・若者の意見の尊重に関すること (P.39～41)	基本方針1(1)－①こどもの権利についての普及啓発に下記文言を挿入することを要望する。 ● 「保護者にもこどもに権利があることを知らせ、こどもと共に学べる機会を作ります。」	P.39の本文に記載しておりますとおり、こども・若者の権利については大人に対しての周知も含め、全ての大人を含めた市民意識の醸成を図ってまいります。こどもと共に学べる機会づくりについては、今後の参考にさせていただきます。
8	ジェンダーギャップや性教育に関すること (P.40、59)	LGBTQの方の人権についての記載があった方が、当事者は安心して生活できるのではないか。 ■ 大人も含めた包括的性教育の推進が必要ではないか。 ■ P.59「④性と健康に関する教育や普及啓発・相談支援」の具体的方策に下記文言を挿入することを要望する。 ● 性教育は人権保障を目指す内容を含みます。保健、道徳、理科、ホームルームなどの分野で学べます。 ● 教員の研修や先進的で適切な教材により、ジェンダー平等と多様性を含む肯定的な価値観を身につける機会を作ります。 ● 包括的性教育により他者への尊厳と受容、共感をもって接することができるスキルと態度を学び、すべての人の人権の理解を促進します。性交によって妊娠すること、避妊の仕方、性感染症、デートDVなど正しく学ぶことは将来の人生にとって大切なことです。 ● 学校外の講師を積極的に活用し、保護者も巻き込んで学びます。 ● 包括的性教育は、その意義と子ども自身を守り、他者を守ることであることを保護者の理解と同意を得て、行います。	「包括的性教育」は、「生殖や性交についてだけではなく、人間関係を含む幅広い内容(性的同意、性の多様性、ジェンダー平等、コミュニケーションなど)を体系的に学ぶ教育」であり、そのベースは「人権の尊重」にあるとユネスコが提唱しています。 学校における性に関する指導につきまして、包括的性教育という用語は使用しておりませんが、キーコンセプトとの重なりは多く、「生命の尊重」「人格の尊重」「人権の尊重」を基盤とする人間尊重の精神に基づいて、保健(体育)、理科、社会科、家庭科等関連する各教科、道徳や特別活動、総合的な学習の時間などに位置づけて、発達段階を考慮し、家庭や地域社会との連携のうえ、教育活動全体で取り組んでいるところです。 学校における性に関する指導につきましては、今後も、文部科学省や島根県の方針を踏まえ、適切に取り組んでまいります。
9	児童クラブに関すること	児童クラブ待機児童0を目指して、児童クラブの増設をお願いしたい。	待機児童については、公設児童クラブは、校区制による受け入れのため、市全体の受け入れ定員に余裕があっても、校区によって待機児童が発生することがあります。
10	(P.43、61、P.77～78)	児童クラブの待機児童の解消をお願いしたい。一度に複数の学童に応募できる仕組みを保育所と同じように作ってほしい。	待機児童対策に関しては、学校の放課後等の時間帯や長期休業等の期間において、学校施設を児童クラブとして一時的に利用(タイムシェア)している他市の先進事例などを調査研究していきます。 また、待機児童対策や利用者のニーズに応じた選択肢を増やすため、民設児童クラブへの運営支援を継続して行い、松江市域の児童クラブ環境を整えます。なお、民間の児童クラブにつきましては、複数応募することは差し支えありません。
11		児童クラブが、月契約ではなく、平日や長期休みの「一時利用」も可能なように取り組む予定はないか。必要に応じて、保育園の一時預かりのような仕組みがあるとよい。 長期休みに、保護者が不在な場合、長時間こどもだけになるのは、安心安全面から問題がある。	本市の公設児童クラブでは、指導員の確保ができ、児童クラブの定員に余裕がある一部の児童クラブにおいて、長期休業中のみを利用する児童の受け入れを行っています。 しかしながら、多くの児童クラブでは、長期休業中においても、通常時と同人数を終日預かっており、長期休業期間は、平日に比べて預かり時間が大幅に増え、指導員を増員する必要があることから、その確保に苦慮しています。 さらなる受け入れを行うに当たっては、場所や指導員の確保が前提となることから、現時点では難しいものと考えております。

No.	ご意見の対象	いただいたご意見・ご質問の概要	回答
12	学習スペースに関すること (P.43、61)	夏休みなどの長期休みで、児童生徒だけで通える場所で遊んだり、学習したりできる居場所が必要なので検討いただきたい。 公共施設の学習スペースをもっと拡大してほしい。公共施設以外にも学習スペースを広げてほしい。	本市内の公共施設に開設中の学習スペースとしては、さんびる文化センタープラバホール、松江市市民活動センター(スティックビル)、放送大学島根学習センター(スティックビル内)、松江勤労者総合福祉センター(松江テルサ)、県立図書館、市内17公民館がございます。 上記以外の公共施設においては、開放可能な空間がないことから、現時点で拡大する考えはありません。 また、民間企業や団体のご厚意で開設いただいている学習スペースもあり、これらの情報は松江市のホームページで公開するほか、長期休業前にはSNS等でも情報発信しています。 今後は、目に触れやすい情報発信のあり方について工夫をしていくほか、新規で協力可能な民間事業者を発掘し、情報量の充実を図ります。
13	居場所に関すること (P.42、84)	市内の中学校区に1カ所以上の「居場所」づくりを目標としてほしい。 学校とは切り離れた、「不登校のこどものための居場所」を市内に3カ所程度、公設民営の居場所をつくってほしい。	計画のP.42「こども・若者が安心・安全に過ごすことのできる居場所の充実」の中の新規項目である「こどもの居場所の提供体制の整備に向けた準備」は学校等に通いづらいこどもも対象となりますので、ご意見を参考に検討してまいります。
14		松江市市民活動センターの中に若者の居場所を作ってほしい。現在ある「音づくりスタジオ、ものづくりスタジオ」の利用時間延長や指導員の拡充をしてほしい。 宍道町のギャラリーCは重要な居場所である。雨漏りや設備の故障で十分活用できていない。	松江市市民活動センター内には学習スペース(2階・3階)や青少年の居場所や文化創造の場として音楽やダンスの練習ができる「音楽スタジオ」・「ものづくりスタジオ」がございますので、新たに居場所をつくることは考えておりません。 「音楽スタジオ」・「ものづくりスタジオ」につきましては青少年が利用しやすいように、利用時間の見直しを考えております。 いただいたご意見につきましては、今後の運営をしていく上で参考とさせていただきます。 また、宍道町のギャラリーCは、平成6年4月に開設されましたが、松江市公共施設適正化計画に基づき、平成30年4月に廃止(閉館)となりました。 しかしながら、地域の方々から継続して利用したいとの要望があったため、現状の施設のまま維持管理費を地元で負担することを前提に、暫定的な取扱いとして無償貸付を行っており、その範囲内で様々な活動をされていると承知しています。 現段階では市で当該施設を活用するという考えを持っておらず、大規模な修繕工事等は予定をしていません。
15	子育て支援員に関すること (P.49、72)	子育て支援にかかわる個人団体のリスト化とあるが、リスト化だけにとどまらず、子育て支援者の活動を有償にすれば、持続可能につながるのではないかと。 また、ボランティアであるならホームページの段階から公表してほしいです。0歳の子を第一子に持つ親の会の講師さんたちも子育て支援員ならば無償なのでしょうか。子育て学習会の講師さんはどうなのでしょう。	市の実施する子育てに関する講座やつどい等の講師等については、各事業の目的や実施する回のテーマに適した講師を依頼するため、子育て支援者等の無償ボランティアとして依頼する場合と専門的な知識、スキル等を有する講師に有償で依頼する場合があります。 また、公民館等が実施する子育て支援イベント等に「子育て支援者」としてご協力いただく場合は、原則として無償ボランティアとしてご活動いただいています。 <子育て支援者(無償ボランティア)>について 子育て支援者は各種専門知識、経験及び子育てに関する活動に意欲を有する方に、本人の意思により登録、ご活動いただき、地域での子育て支援活動の充実、活性化を図るものです。 子育て支援者は原則として無償ボランティアとして支援活動を行っていただいております。登録時には「子育て支援者登録のしおり」等にて活動内容等をご確認いただくこととしております。 <子育てに関する講座やつどい等講師について> 0歳(第一子)の親子のつどいや、子育て学習会など、市が実施する子育てに関する講座やつどい等については、各事業の目的に適した専門的な知識、スキル等を有する講師に依頼するとともに、講師が有する知識、スキル等に応じた謝金(報償金)をお支払いすることとしています。ただし、講師のご厚意により、無償でご協力いただくことや、謝金(報償金)を辞退されることもあります。

No.	ご意見の対象	いただいたご意見・ご質問の概要	回答
16	健診に関すること (P.50)	乳幼児健診や離乳食と歯の教室を行っている他職種の者同士の意見交換の機会があるとよい。保護者に対して一貫性のある助言を行うために何らかの交流会があるとよい。	本市では、乳幼児健診時(集団健診)に、歯科検診、歯科相談、離乳食や食事の相談などを行っており、栄養士、歯科衛生士、保健師など、それぞれの専門職の方に乳幼児健診に関わっていただいております。また、離乳食教室や子育てに関する教室等でも食事や歯に関する情報を提供しているところです。 このたび、ご意見をいただいた、多職種の方との意見交換については、松江市歯科医師会とも相談しながら、より質の高い健診や子育て教室を提供していくために、検討してまいります。
17	図書館について (P.51)	松江市立図書館内では、小さな子どものお喋りなどへ寛容な配慮を願いたい旨のメッセージを出されているが、市民に浸透していないのではないかと。もっと具体的なメッセージを出してはどうか。	松江市立中央図書館では“ライフラリー”というコンセプトを掲げ、「赤ちゃんから高齢者まで、障がいがある人もない人も、それぞれのライフステージに対応できる、利用しやすく居心地のよい図書館」を目指しています。 その中で、子どもに関する部分については「赤ちゃんの泣き声や小さい子どもたちの声に誰もがやさしく寄り添える図書館」を目標にしており、赤ちゃんの泣き声や、幼い子どもが不意に出してしまうような声には寛容に寄り添っていただき、すべての人が互いを尊重し思いやりながら、気持ちよく利用していただければ、引き続き利用者の皆様に呼びかけてまいります。
18	乳児等通園支援事業(子ども誰でも通園制度)について (P.52)	保護者の就労に関わらず、アプリを活用して保育所等と直接契約で預けることのできる乳児等通園支援事業は、事前面談もなく命に関わる事故が起きることが危惧される。また、利用者数の見込み(年間46~48名)の根拠は？	乳児等通園支援事業については、全自治体で実施することとされており、本市では令和8年度から実施を予定しています。 乳児等通園支援事業の量の見込みについては、推定児童数を基に、国が示した算定式を用いて算出しております。ただし、自治体独自で量の見込みを作ることも可能となっており、今後、事業開始に向けて具体的な内容も含め、改めて検討したいと考えております。 なお、利用にあたっては国が整備するオンラインシステムからの申込後、利用開始までの間に事前面談が必須となる予定です。
19	体罰や不適切な指導の防止について (P.53)	各幼児教育・保育施設の職員を対象とした研修講師の選定について、様々な分野の研修講師による多角的なアプローチにより、見識をさらに深める必要があるのではないかと。	令和5年5月に子ども家庭庁より発出された「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」を軸として多方面の講師による研修を行うことで、不適切保育の防止のための知識と意識が深まると考えます。いただいたご意見を参考に、具体的な研修講師の選定については適宜検討して参ります。
20		不適切な保育が起こった場合、HP(ホームページ)上へ公表してはどうか。	不適切な保育の事案公表については、国の「保育所等における虐待等の防止及び発生時の対応等に関するガイドライン」及び「松江市社会福祉法人及び社会福祉施設等指導監査実施要綱」に沿って対応してまいります。
21		不適切な保育の未然防止について「研修会」とだけ記されていますが、それだけでは意味が無いと感じます。研修の内容をより深めるために研修後の「ディスカッション」の充実や、「不適切保育防止シンポジウム」等の定期開催、松江市の思いを発信するために「不適切保育防止宣言」を行うなど、強いメッセージを発信して行く施策の追加をお願いします。	具体的な研修構成やメッセージの発信等については、適宜有意義なものとなるようご意見を踏まえながら検討してまいります。
22		体罰や不適切な指導に下記文言を挿入することを要望する。 「研修会では具体的な事例を挙げ、参加者によるグループ討議で、子どもは指導者のどのような言動によって不安、緊張、恐怖を感じるのか、を互いに話し合い、自らの保育・指導を検証する機会にします。」 (下記に続く) 「研修会の一部の職員だけではなく、施設で子どもに関わるすべての職員が参加する機会が得られるように体制を整え、繰り返し学ぶ機会を作ります。」	本計画に記載する内容は多岐に渡るため、各施策の具体的方策を簡潔に記載しています。いただいたご意見については、不適切保育防止にかかる研修を計画する際の具体的取組を検討する際に参考とさせていただきます。

No.	ご意見の対象	いただいたご意見・ご質問の概要	回答
23	公園・遊び場について (P.51、60、75)	昨今、室内の受動喫煙が防止されることにより、公園が喫煙所の代用になっている。こどもの安全な遊び場としての機能が果たせるのか疑問である。利用促進をする以上、一度、公園整備の計画において、こどもの健やかに成長する権利とともに松江市内の公園内での受動喫煙問題について、調査、ご対応を願いたい。	市内公園の屋内施設は禁煙としていますが、屋外は禁煙としていません。 喫煙トラブルが発生している公園については、「受動喫煙防止」の看板を設置して喫煙者のマナーの向上を促しています。だれもが安心して公園をご利用いただけるよう引き続き対策を講じてまいります。
24		一人で複数人の子どもを連れてくる場合でも利用しやすいよう、屋内や屋外の遊びの施設の駐車場およびトイレの充実(数やスペースの確保)をしてほしい。	市街地の小規模な公園は、周辺にお住いの方が徒歩でお越しいただくことを想定しているため駐車場を設置していません。 広域から多くの来訪がある大規模な公園には駐車場を設置していますが、公園利用者の増加により松江市総合運動公園、美保関総合運動公園では駐車台数が不足しているため、年次的に拡張整備してまいります。 公園のトイレの半数以上は整備から30年以上が経過しており老朽化も進んでいます。こうしたトイレは年次的に改修・更新を予定しており、どなたでも使いやすいトイレに順次整備してまいります。
25		公園の遊具の広範囲を覆う日除けが欲しい。	強い日差しを避け、雨の日でも安心して公園で遊べるようにするためには、屋根付きの休憩施設や広場を日除けで覆うことは有効な対策であると考えています。 構造上やコスト面の問題で、遊具自体を日除けで覆うことは困難ですが、今後整備・改修を予定する大規模な公園では、強い日差しや雨を防ぐための工夫を検討してまいります。
26	学校司書の配置について (P.56)	学校司書は学校における図書館教育等に必要の人材であり、全て常勤にすべきである。	学校司書は、学校図書館における読書、学習、情報のセンター機能としての運営はもちろん、児童生徒の居場所としての役割など、学校における存在は大きいものと認識しております。 本市の現状としては、市内全ての学校に、原則、週 27 時間勤務、または、週 23 時間勤務の雇用形態で配置しております。 一方で、ご要望いただいた学校司書の常勤配置につきましては、市独自財源では困難な面もあります。 学校司書の処遇改善に向けては、引き続き、県に対して「学校司書等による学びのサポート事業」における補助金交付額が補助率(2分の1)を下回ることはないよう十分な予算措置を講じることを要望してまいります。 そして、今後も学校司書の働きやすい環境づくりをサポートすることで、学校司書の運用の充実・改善に努めてまいります。
27	学校給食について (P.58)	学校給食無償化は市が独自に実施することで、国の姿勢を変えるべき。	学校給食費(食材費)については、学校給食法に基づいて保護者の皆様にご負担をお願いしているところです。また、市民税の非課税世帯・減免世帯などで給食費の負担が困難な保護者の方には就学援助制度を設けて支援を行っております。 学校給食費の無償化については国の責任において対応すべき政策と考えており、全国市長会や全国都市教育長協議会などを通じて、国に要望を行ってまいりました。 この度、小学校の給食費無償化の方針が、2月25日に3党(自由民主党、公明党、日本維新の会)によって合意され、先の衆議院予算委員会でも石破首相から、まずは2026年度(令和8年度)に小学校から無償化にする見解が示されました。 現時点では財源の課題など実施に向けた制度設計が全く示されていない状況にございますが、3党で今年5月中旬を目途に制度の方向性をまとめる合意がなされたことから、本市としましては今後、国の動向を注視し対応してまいります。

No.	ご意見の対象	いただいたご意見・ご質問の概要	回答
28	いじめ防止や不登校のこどもに対する支援に関すること (P.57、62、85)	不登校の増加に伴う保護者の仕事への支障も課題となっている。例えば、里親による夕方以降や夜の学童のような制度があると聞いているが、それを不登校のこどもへの支援にも生かせないか。	不登校児童生徒に関わる家庭への経済的な支援や里親制度の利用については、関係部署とも情報を共有し、「島根県フリースクール等連絡協議会」での情報を参考にしたり、県内の他市町村とも連携を図ったりしながら、具体的な対策について引き続き調査・検討していきます。
29	いじめ防止や不登校のこどもに対する支援に関すること (P.57、62、85)	スクールソーシャルワーカーやサポートワーカーも、不登校について知り、正しく理解することが大切である。不登校のこどもの自立に向けた教育を実現するための研修が、教員に対しても含めて、必要です。	スクールソーシャルワーカーやサポートワーカー等の研修は、毎年実施しています。また、教育委員会との面談を実施した上で配置を行っています。今後も、各支援者や教員が研修を重ね、個々のニーズに沿ったよりよい支援が行えるよう、教育委員会としても働き掛けを行っています。
30		スクールソーシャルワーカーの充実を望む。	R7年度についても、市立小・中・義務教育学校すべての学校に支援ができるように、スクールソーシャルワーカーを配置・派遣します。また、派遣できる時数も増やします。あわせて、スクールソーシャルワーカーの研修会も引き続き実施し、よりよい支援を講じることができるようしていきます。
31		学校外の支援の場所について、学校からも情報提供することを進めてほしい。 不登校に特化したリーフレットがあったらありがたい。 不登校に関しての講演会やイベントを開催してほしい。不登校のこども、家族への偏見がまだあるため、まずは不登校をいろんな人に知ってもらうことが必要であると思う。	本市教育委員会としても、情報発信の仕方については課題として捉えています。ご意見いただいた講演会の開催やリーフレットの作成も含めて、検討を続けていきます。
32		フリースクール利用に助成金など補助をお願いしたい。教育センターには行けないが、フリースクールには行けるといふこどもは多くいるのではないか。	不登校児童生徒に関わる家庭への経済的な支援については、関係部署とも情報を共有し、「島根県フリースクール等連絡協議会」での情報を参考にしたり、県内の他市町村とも連携を図ったりしながら、具体的な対策について引き続き調査・検討していきます。
33		学校での学び方や居場所、学べる場所(学校・学校以外)の選択肢を増やしてほしい。 義務教育でもオンラインで学べる環境が必要だと思う。 ボタンねっとの拡充とアクセスしやすい環境整備の強化。通常授業をオンライン配信して学びを保障してほしい。 ICT教材利用への理解を深め、学びを保障してほしい。出席扱いについて。 学校内での居場所の拡充とこどもに合わせた柔軟な運用。人員の配置と柔軟な対応をお願いしたい。	不登校支援については、本市教育委員会としても、個々のニーズに合った様々な形での支援を行っていくことが極めて重要だと認識しています。ボタンねっとや青少年相談室での支援など、既存の事業を充実・拡充させていくことはもちろん、学校内での居場所づくりや支援の充実、学校内外での学びの保障や学習に対する評価、出席扱い等についても引き続き学校や民間施設等とも連携を図りながら取組を進めていきたいと考えています。
34		学びの多様化学校の設置を目指してほしい。	こどもたちが社会的自立を図るための支援の一つとして、「学びの多様化学校」の設置が有効であると認識しています。また、教育支援センターの拡充も同じく有効な支援策だと考えています。今後も、さらに情報を集め、本市におけるより効果的な不登校支援は何か、引き続き考えていきます。
35		フリースクールや民間の居場所利用にあたっての財政的支援をしてほしい。	不登校児童生徒に関わる家庭への経済的な支援については、関係部署とも情報を共有し、「島根県フリースクール等連絡協議会」での情報を参考にしたり、県内の他市町村とも連携を図ったりしながら、具体的な対策について引き続き調査・検討していきます。

No.	ご意見の対象	いただいたご意見・ご質問の概要	回答
36		いじめは人権侵害でもあり、スクールロイヤーも必要に感じるが導入の予定はないのか？ また、市の法務専門官への相談はどうか？	<p>現段階で、いじめ対応に特化したスクールロイヤーの配置は計画しておりませんが、いじめの対応については、必要に応じて本市が設置している「いじめ問題対策連絡協議会」や「いじめ問題対応専門家会議」等の助言もいただきながら、迅速で丁寧に対応していきます。</p> <p>また、本市の法務専門官(弁護士資格者)は、市行政に係る訴訟事案等への対応、コンプライアンス施策の推進及び職員の法務能力の向上を図るために採用された専門職員であり、既に多数の法務に携わっていることから、新たにスクールロイヤーとしての役割も担うことは困難であると考えます。</p>
37	いじめ防止や不登校のこどもに対する支援に関すること (P.57、62、85)	<p>不登校・いじめに関する具体的方策(2-B-(1)-①)に下記文言を挿入することを要望する。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● いじめや不登校等の未然防止のための学校体制づくり ● 不登校への理解 ● 個々のニーズに応じた不登校支援 ● 民間施設等との連携 ● いじめへの迅速な初期対応と組織対応 ● 保護者や関係機関との連携 など 	<p>本市教育委員会としてもいただいたご意見はどれも重要なことと認識しており、支援事業や学校への働き掛けを行っているところです。今回いただいたご意見を細かく記載することはできませんが、改めて念頭に置いて支援事業を進めると同時に、学校へも周知・指導を引き続き行っていきます。</p>
38		「きめ細やかな児童生徒への指導と支援」を削除してほしい。	<p>令和元年10月25日文科科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、視点として</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 不登校児童生徒への支援は、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、児童生徒が自らの進路を主体的に捉えて、社会的に自立することを目指す必要があること ● 不登校の時期が休養等の積極的な意味を持つことがある一方で、学業の遅れや進路選択上の不利益等が存在することに留意すること <p>等を示しつつ、その前提となる学校教育の意義・役割として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 学校教育の役割は極めて大きく、学校教育の一層の充実を図るための取組が重要であること ● 既存の学校教育になじめない児童生徒については、学校としてどのように受け入れていくかを検討し、なじめない要因の解消に努める必要があること <p>等を示しています。このことから、「(1)学校における学びの充実」への記載も必要であると考えています。</p> <p>令和元年10月25日文科科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」の、1(3)「不登校の理由に応じた働き掛けや関わりの重要性」には「不登校児童生徒が、主体的に社会的自立や学校復帰に向かうよう、児童生徒自身を見守りつつ、不登校のきっかけや継続理由に応じて、その環境づくりのために適切な支援や働き掛けを行う必要があること」とされていますが、社会的自立は必ずしも学校復帰をしなければならないわけではないので、学校復帰という言葉はあえて使わず、「社会的自立を支援します」という表現に修正します。</p>
39		青少年相談室についての記載箇所は、「(1)学校における学びの充実」の項ではなく「(4)いじめの防止等、心のケアの充実」のみで良いと思う。内容も「学校復帰」を前面に出さず「居場所」を前面に出してほしい。	
40	体罰や不適切な指導の防止について (P.63)	体罰や不適切な指導の防止のため、教職員が大声を出す、叱るなど以外の接し方を学ぶ研修が必要だと思う。教育委員会や学校長は、教員が健康で文化的な生活が送れるように環境整備をしなければなりません。働き方を軽減してください。	<p>校内研修や島根県教育センターの研修等を通して、こどもたちの発達段階や人権を尊重した指導法や接し方を今後も学び続けてまいります。</p> <p>また、限られた財政の中ではありますが、市内47校の学校の状況を鑑みて、引き続き環境整備に努めてまいります。令和6年3月には「第2期松江市教職員の働き方改革プラン～健康で生き生きと働いて、こどもに豊かな教育を～」を策定しました。教職員の心身の健康を保持し、仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の実現につなげるとともに、学校教育の質の維持向上と活性化につなげるため、教職員の長時間労働の解消をめざし、様々な取組をしています。時間外勤務時間の平均が平成30年度と令和5年度比較で16.4%減少となっておりますが、今後も校務</p>

No.	ご意見の対象	いただいたご意見・ご質問の概要	回答
			のデジタル化の推進に取り組むこと等を通して、働き方改革を推進してまいります。
41	ひきこもりについて (P.67)	市の情報や青少年支援センターの情報が SNS などアクセスしやすいツールで提供されるように望む。 居場所として ICT を利用したネット上での居場所作りや e スポーツを通して社会と繋がる事業などの必要ではないか。	当センターでは市 HP や市報による周知、センターだより「はぐくみ」を関係機関・団体及び市内小中学校へ配布するなど支援が必要な方へ情報が届くよう取り組んでおりますが、松江市公式 SNS など活用して更に情報が届くよう努めてまいります。 当センターは支援が必要な方に対し、心の安定を図り、1対1の伴走型支援として居場所の提供などの生活支援や社会体験、就労支援などを行っています。 いただいた意見につきましては、今後の事業を実施する上で参考にさせていただきます。
42		ひきこもりの居場所については、外に出られない方が多く難易度が高い設定だと思う。LINE や Web サイト上でのつながりから試してみるのはいかがでしょうか。自立＝ゴールという固定概念を捨てると良いと思う。	居場所のあり方は多様であり、居場所に求めることも人によっては様々なことから、本人の希望や状態にあったものを提供できるよう取り組んでまいります。 相談方法につきましては、今後も本人や家族の方が相談しやすい環境を整えるよう努めてまいります。オンライン上のつながりといった意見につきましては、今後の相談体制を考える上で参考にさせていただきます。 自立支援については、自立することイコールゴールという考え方ではなく、画一的に社会参加や就労のみを求めず、今後の生き方や社会との関わり方などに対する本人の意思を尊重した支援を行ってまいります。
43		自立を促す社会的風潮はひきこもりの人にとってさらに生きづらさを強くさせる。 居場所、サードプレイスとして活動されているところも、学校へ通える生徒の居場所になりつつある。 学校へ通えない、通わない選択をしている人向けの第三の居場所、寄り添える人、場所がまだまだ少ないと感じる。	本市では、不登校やひきこもりなど困難を抱えるこども・若者を対象とした居場所事業等を実施している NPO 法人に対し支援しており、居場所や気持ちに寄り添える方が増えるような施策を今後も進めてまいります。
44	ふくしなんでも相談所について (P.82)	「ふくしなんでも相談所」のこどもへの積極的な周知を求める。 ふくしなんでも相談所とは、こどもが意見表明したり相談したりできる場所のことなのか？	ふくしなんでも相談所は、松江市社会福祉協議会が設置する身近な相談(悩みごと)を総合的に受け付ける相談所で、市内 14 か所に設置しています。さらに、社会福祉法人や薬局の協力のもと、「高齢者」「障がい者」「こども」といった分野を問わず相談を受け付け、各専門機関や「ふくしなんでも相談所」へつなぐ「ふくしなんでも相談窓口」を 33 か所設置しています。困りごとを受け止め、関係機関と連携し解決につなげる地域住民に身近な相談窓口として、引き続き周知に努めます。 なお、こども・若者自身が直接相談できる先や、こどもが意見表明する場としては、上記 P.3 の No.5「こども・若者の意見の尊重について」のご意見への回答のとおりです。 「P.3 No.5『こども・若者の意見の尊重について』のご意見への回答」【再掲】 このたび計画策定にあたってこども・若者の意見聴取活動で行ったウェブアンケートや出前授業、ワークショップ等の機会を引き続き設けると共に、児童福祉専門分科会のこども部会を設置を目指し、こども・若者が市政について参画できる体制を整えます。 現在開設しているこども・若者の相談先一覧については、とりまとめて松江市のホームページにて公開しております。 ■松江市ホームページ「相談先(子ども・青少年の悩み)」
45	虐待予防について (P.91)	虐待予防のため、すべての0歳児家庭に対して育児用品や情報誌を毎月自宅に届ける活動をしてほしい。	本市では、令和 5 年 4 月に、妊産婦、子育て世帯、こどもに対する相談支援を担う「こども家庭センター」を開設し、乳幼児の発育・発達に関する相談から育てにくさや虐待の懸念に関する相談まで幅広い内容に対応しております。 特に支援が必要な家庭にヘルパーを派遣する「子育て世帯・ヤングケアラー等訪問支援事業」や、育児負担等でこど

No.	ご意見の対象	いただいたご意見・ご質問の概要	回答
			<p>もを家庭で養育することが困難な場合に子どもを一時的に預かる「子育て短期支援事業」等の実施により、保護者のストレス軽減を図ることで虐待を未然防止する一助になっているものと考えております。</p> <p>赤ちゃん用品や育児に役立つ様々な子育て情報を毎月提供する活動につきましては、0歳児と保護者の継続的な見守りの効果が期待される取組みであることから、他自治体での状況などについても調査研究してまいりたいと考えております。</p>
46	計画全体について	こどもまんなか松江プラン(やさしい版)をyoutube等こども達がよく利用するツールを活用して積極的に発信してほしい。	こどもまんなか松江プラン(やさしい版)はこども達も含めて、より多くの方々に伝わるようにと作成しました。ご意見にいただいておりますツールも含めて、幅広く情報発信する手法について検討、実施してまいります。
47		基本理念の中で「閣議決定されたこども大綱による」という文言は国が示したから基本理念に掲げたと受け取られるので、削除すべき。	本市のこれまでの取組や国の動向等の経緯を踏まえた上で本計画の基本理念をお示しするために記載しております。
48		【再掲】をやめて1本にまとめていただきたい。	その事業が本計画における複数の項目を網羅している場合があり、「再掲」の印をつけております。事業ごとではなく、方針ごとに該当する事業をとりまとめたため、事業については「再掲」としました。
49		第5章の供給体制をそれぞれの項目に入れた方が分かりやすいのでは。	<p>第5章の提供体制の一覧については、本計画に包括される「子ども・子育て支援事業計画」の策定にあたり、保護者に対する調査や推計人口数等を用いた算出方法によって必要量を把握し、適正な提供体制を整えるために定めることが国より求められています。</p> <p>情報量も多くなることから、計画の各項目とは独立して掲載することとしました。</p>
50		本計画は多岐にわたる内容でページ数も多いが、パブリックコメントの期間が短い。	<p>本計画の策定にあたっては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 松江市子育て支援に関する保護者アンケート(回答数:693件) ● 松江市子ども・子育て支援制度ニーズ調査(回答数:1902件) <p>を行い、その他に子ども・若者への意見聴取として小中学生や若者、障がいのある子どもをもつ保護者向けなど、多様な意見をいただくアンケート(回答総数:958件)を実施するほか、対面でのヒアリングとして、ワークショップや出前授業などを実施しました。</p> <p>計画案においては、有識者による委員で構成される「松江市社会福祉審議会 児童福祉専門分科会」(4回開催)により内容についての提案を受けるなど検討され、ご審議いただきました。</p> <p>すでに幅広い世代、機関からの意見集約が一定程度されていることもあり、今後の本計画策定スケジュールを勘案して、このたびのパブリックコメントの期間としました。</p> <p>今後策定する他の計画等でパブリックコメントを行う際は、いただいたご意見を参考とさせていただきます。</p>
51	その他について	不登校に限らず、他の困難についても、子どもが社会に出るまでの長いスパンを一緒に考え情報を受け取れるようにしてほしい。	<p>基本方針2に掲げる「ライフステージに応じた切れ目ない支援」のとおり、必要な情報についても、切れ目なく発信できるよう努めてまいります。</p> <p>なお、現在松江市のホームページ「松江市こどもこそだてサイト」においても、市の子育てに関する情報をとりまとめておりますので、ご参考ください。</p> <p>■松江市ホームページ「松江市こどもこそだてサイト」</p>

No.	ご意見の対象	いただいたご意見・ご質問の概要	回答
52		保育士や幼稚園教諭、教員の待遇改善してほしい。	保育士や幼稚園教諭、教員等の処遇改善につきましては、本計画において記載はしておりませんが、今後も国の動向を踏まえ、対応してまいります。
53	その他について	<p>こどものための各施設や場においてこどもが暴力から守られ、人権侵害を受けないようにするためのマニュアルを各団体が独自に作成することを推進してほしい。</p> <p>松江市が監修指導してほしい。</p> <p>各施設や場に意見、要望、通報を届けられるように意見箱や窓口の設置と、利用者への周知してほしい。</p>	<p>こども家庭庁が示す R7.4.1 から運用が始まる放課後児童クラブ運営指針(改定後)では、放課後児童クラブの社会的責任において、「自ら進んでこどもの権利について学習を行った上で、育成支援を行う必要がある」と新たに示されました。</p> <p>これに伴い、まずは、こどもの人権に十分に配慮するため、児童クラブや放課後こども教室等の職員を対象として、研修会等を開催し、意識の向上に努め、児童が安全・安心に過ごせる放課後の環境づくりを進めていきたいと考えております。</p> <p>その他のこどもの過ごす施設や場においても、人権が守られ、安心・安全に過ごすことができるように取組をすすめてまいります。</p>
54		<p>先日、宍道高校定時制の説明会に参加しましたが、勉強(単位)のこと、出欠のことなど、非常に厳しいことを言われ、残念な気持ちになりました。様々な背景のあるこどもが通う学校であり、入学前からプレッシャーをかけるのではなく、そのようなこどもが明るい未来を想像できるような気持ちになれるようなことを言って欲しかったです。</p> <p>県は、定時制、通信制高校は中学校で諦めたこともう一度やり直すところ、学び直しができる場所だと言っていますが、このような状況であると、こども達は行き場を失うと思います。</p>	<p>説明会で残念な気持ちになったとのことをご意見をいただきました。</p> <p>宍道高等学校や定時制のある学校は島根県の所管になります。いただいたご意見につきましては、島根県教育委員会に情報提供させていただきます。</p>
55		学校ではみんなと同じことを求められ、できなかつたら注意される。教員の価値観でこどもを見られるので、こどものよさを伸ばそうとしていないのではないか。通知表や学力調査は何のためにあるのか。	<p>こどもたちの発達段階に応じた様々な力や感性などを育てるために、学校では児童・生徒に共通の土台や基礎を求める場合があることをご理解いただきますようお願いいたします。また、それらが一教員の考えで強いられないように、複数の教員の目で児童・生徒を観察し、個性を尊重し、よさを伸ばそうと努めています。</p> <p>通知表は、学習状況や学校の様子を保護者に伝えるだけでなく、こどもたちが頑張りやよさを認められたり、改善点に気づいたりすることを通して、自らの生活をよりよくしようとするきっかけになるものでもあります。学力調査は、学習状況を客観的に把握し、調査結果に基づいて、学力向上を図るものです。</p> <p>いただいたご意見につきましては、今後の教育委員会や学校の取組の参考にさせていただきます。</p>